

佐世保市乳がん検診実施要領

佐世保市における乳がん検診については、下記により実施するものとする。

（対象者）

第1条 対象者は佐世保市に住所を有する30歳以上の女性（佐世保市に居住する者で、やむを得ない事情により佐世保市に住民票を異動することができないと佐世保市が認めたものを含む。）とする。ただし、以下の各号にあげる者は除くものとする。

- (1) 乳房疾患で治療中の者、及び定期観察中の者
- (2) 40歳以上の女性で乳房エックス線撮影が出来ない者

ア 妊娠中、授乳中の者

イ ペースメーカー使用者

ウ 豊胸手術をしている者

エ CV ポート留置者

オ 身体的な障がい等の理由で、立位保持が困難な者

2 前項第2号イ・エ・オの者で、乳がん検診を望む人は、検査精度低下の可能性を了解の上であれば、乳腺超音波検査及び視触診を受診できるものとする。

3 前2項に定める者のほか、高齢者の医療の確保に関する法律第7条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する乳がん検診を受けることができる者は原則として佐世保市乳がん検診の対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（実施回数）

第2条 乳がん検診の実施回数は、同一人について年度内1回行うものとする。

（受診者の自己負担）

第3条 生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者、市民税非課税世帯の者、70歳以上の者及び40歳節目検診の対象とする者（実施年度の4月1日現在、満40歳の者）の自己負担金は無いものとする。それ以外の受診者の自己負担金は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 問診、視触診及び乳房エックス線検査両側1方向（50～69歳） 1, 100円
- (2) 問診、視触診及び乳房エックス線検査両側2方向（40～49歳） 1, 500円
- (3) 問診、視触診及び乳腺超音波検査（30～39歳、40～69歳のペースメーカー使用者・CVポート留置者・VPシャント施行者・立位保持が困難な者のうち乳腺超音波検査を希望する者） 1, 500円

2 前項第1号並びに第2号のうち、視触診を医療機関で受診し、保健所で乳房エックス線撮影を受けるものについては、自己負担金のうち400円を医療機関で支払い、各号に定める自己負担金から400円を控除した額については保健所で支払うものと

する。

3 第1項第1号ならびに第2号のうち、受診者の希望により視触診を実施しなかった場合も、各号に定める自己負担金額と同額を支払うものとする。

4 佐世保市国民健康保険加入者の自己負担分は、佐世保市国民健康保険特別会計が負担し、受診者本人の自己負担金は無いものとする。

（検診実施機関）

第4条 乳がん検診は、佐世保市または佐世保市が委託する医療機関が実施するものとする。

（周知の方法）

第5条 佐世保市は、広報させば、町内回覧等により適宜、対象者への広報を行うものとする。

（検診の実施等）

第6条 検診項目は次の表のとおりとし、40歳以上のVPシャント施行者については乳房エックス線検査と超音波検査を選択するため、それぞれの長所と短所を説明することとする。

対象者	検診項目
30歳～39歳	1 問診 2 乳腺超音波検査 3 視触診
40歳以上	1 問診 2 乳房エックス線検査 3 視触診（希望者のみ）
40歳以上のペースメーカー使用者とCVポート留置者、立位保持が困難な者	1 問診 2 乳腺超音波検査 3 視触診
40歳以上のVPシャント施行者で乳腺超音波検査を希望する者	1 問診 2 乳腺超音波検査 3 視触診
40歳以上のVPシャント施行者で乳房エックス線検査を希望する者	1 問診 2 乳房エックス線検査 3 視触診（希望者のみ）

2 検診項目の実施内容は次の表のとおりとする。

検診項目	実施内容
問診	がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診の受診状況等を聴取する。

乳腺超音波検査	両側乳房をくまなく走査し、異常のある場合はその部位を少なくとも2方向から撮影する。異常のない場合にも少なくとも両側のC領域を撮影する。
乳房エックス線検査	両側乳房について、40歳から49歳までは、内外斜位方向及び頭尾方向の2方向撮影を行う。50歳以上については、内外斜位方向の1方向撮影を行う。
視触診	1 乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況観察を行う。 2 乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

- 3 受診者に対し、定期的に乳がん検診を受診することの重要性だけでなく、乳がんの自己触診の方法、しこりを触れた場合の速やかな医療機関の受診、又その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について普及啓発を図るように努める。

（乳房エックス線検査及び乳腺の超音波検査について）

第7条 検診実施医療機関については、以下の各号により検診を実施するものとする。

- (1) 乳房エックス線撮影装置を設置していない医療機関は問診及び視触診を実施し、保健所で実施する乳房エックス線検査の予約を行う。
 - (2) 乳房エックス線撮影装置を設置している医療機関は、問診、乳房エックス線検査及び視触診を行う。
 - (3) 乳腺超音波検査装置を設置している医療機関は、問診、乳腺超音波検査及び視触診を行う。
- 2 乳房エックス線画像の読影を行う医療機関においては、以下の各号にあげる注意事項に十分に留意し、読影を行うものとする。
- (1) 読影に関して十分な経験を有する複数の医師によって行うものとする。
 - (2) 故意又は重大な過失が無いように当該医療機関で責任をもって読影を行うものとする。
- 3 保健所にて撮影された乳房エックス線画像については、保健所の指定する機関にて読影を行う。読影において故意又は重大な過失がない場合の問題等については、佐世保市が責任を持って対応する。
- 4 乳房エックス線検査を行う施設の読影医師及び撮影技師は、日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という）の主催、若しくは、共催する講習会を受講することとする。また、読影認定医師及び撮影認定技師の資格を取得するよう努めなければならない。
- 5 乳房エックス線検査を行う施設は、精中機構・施設画像評価委員会のマンモグラフィ検診施設画像評価をうけ施設認定を取得することとする。また、施設認定については3年毎の再評価及び画像システム変更時の再評価を実施することとする。
- 6 超音波検査装置の探触子は、乳腺用（表在臓器用）を使用することとする。

- 7 乳房超音波検査を行う施設の読影医師及び撮影技師は、佐世保市及び佐世保市医師会が主催する乳腺超音波検査に関する講習会等に参加しなければならない。

（結果の通知及び請求）

第 8 条 検診結果については、一次検診実施医療機関が受診者へすみやかに通知する。

- 2 精密検査の必要な者については、一次検診実施医療機関が精密検査の適切な受診指導を行うものとする。
- 3 一次検診実施医療機関は、乳がん検診受診者名簿に検診結果を記入し、佐世保市にがん検診（一次）委託料請求書と共に月毎にまとめて一次検診終了後の翌月 20 日までに報告するものとする。
- 4 乳がん検診カルテは 4 枚複写とし、1 枚目は一次医療機関保存用、2 枚目は佐世保市報告用、3 枚目は受診者への通知用、4 枚目は精密検査医療機関提出用とする。
- 5 マンモグラフィ読影所見用紙は 3 枚複写とし、1 枚目は一次医療機関保存用、2 枚目は精密検査医療機関提出用、3 枚目は佐世保市提出用とする。
- 6 乳腺超音波検査所見用紙は 3 枚複写とし、1 枚目は一次医療機関保存用、2 枚目は精密検査医療機関提出用、3 枚目は佐世保市提出用とする。

（精密検査）

第 9 条 精密検査施設は、十分な精密検査が可能な機関とする。

- 2 一次検診実施医療機関は、乳がん検診精密検査結果連絡票に必要事項を記入し、一次検診カルテ、マンモグラフィ読影所見用紙又は乳腺超音波検査所見用紙を精密検査医療機関へ渡すものとする。
- 3 精密検査を実施した医療機関は、その結果について、すみやかに佐世保市へ乳がん検診精密検査結果連絡票にて報告するものとする。
- 4 佐世保市は、すみやかに一次検診実施医療機関へ乳がん検診精密検査結果連絡票にて報告するものとする。
- 5 精密検査は、保険診療扱いとする。

（記録の整備）

- 第 10 条 一次検診実施医療機関において、乳房エックス線画像、乳腺超音波検査画像及びカルテ等は、少なくとも 5 年間保存とする。
- 2 前項の乳房エックス線画像、乳腺超音波検査画像は、電子保存でも可能とする。

（精度管理）

第 11 条 一次検診実施医療機関は、佐世保市からの求めに応じ、がん検診チェックリストを佐世保市に提出し、チェックリストに基づく検討を実施する。

（その他）

第 12 条 この要領にない案件が生じた場合は、必要に応じて佐世保市と佐世保市医師会の両方で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。